

輸出入管理規制に関する法令と規則

矢吹 宗男

1 はじめに

グローバル、ワールドワイドなどと言われるように、ボーダレスの時代と共に、研究・開発の分野においても、国を跨いだ共同研究が頻繁に行われるようになってきた。また、企業においても海外企業との連携、海外拠点での生産等海外市場への参入が活発に行われてきている。このような場合、研究者自ら相手先の国へ行って研究を行うことも頻繁に行われることがあり、その研究のために必要な分析機器や試薬、時として試料の移動も合わせて発生することになる。

このような状況において、研究のために必要な分析機器や試薬を購入・使用する場合には、いろいろな法的規制を受けることになり、法規制を順守しなければならない。例えば、分析機器の電氣的安全性の確保や、試薬の組成に関する取り扱い（毒劇物や危険物等）、使用後の分析機器や廃液の処分に関する規制などである。そして、これらの規制の難しいところは、国際的に統一された規制ではなく、概念的には日本と同じように、又はそれ以上に厳しく規制しているが、詳細な運用の部分において異なったり、国際的な整合性を取った法律にしたにもかかわらず、各国の事情によって、デビエーション（deviation）を設ける場合があり、一律に判断できないところである。

また、最近では、環境に関する規制も一段と厳しくなっており、分析機器や試薬を作る我々企業側の努力も必要であるが、これらを使用する側も厳しい規制の内容を理解し、使用することが必要となってきた。

さて、このような厳しい諸規制の中において、分析機器や試薬を他国（日本以外の国）へ持ち出したり、また逆に日本へ持ち込んだりするようなケースが増えてきている。この行為は、個人が行っても実は、日本から持ち出す場合は「輸出」、持ち込む場合は「輸入」ということになり、この「輸出」・「輸入」に際しては、「外国為替及び外国貿易管理法（以下、外為法と略す）」により

規制されているのである。具体的には、この外為法に基づき政令として定められている、「輸出貿易管理令」、「輸入貿易管理令」それらの細則である「輸出貿易管理規則」や「輸入貿易管理規則」によって輸出入の禁止や、経済産業大臣の許可が必要になる等厳しく規制され、また、これらの法令や規則を補完する形で、その解釈や考え方が経済産業省から「通知」として出されている。なお、この輸出や輸入に関しては、取引（物品や技術のやり取り）について規制されるもので、取引の有償、無償を問わない規制である点も理解しておく必要がある。

今回は、これらの「輸出」、「輸入」に係る法律や規則（貿易管理規制）について紹介する。

2 貿易管理規制の歴史

輸出・輸入関連の規制は、第二次世界大戦の後の冷戦時代が始まりとされている。この冷戦時代においては、当時の西欧諸国（日本を含んだ自由圏）から東側諸国（旧ソビエト連邦、東ドイツ、中国等）へ軍事技術を含んだ武器や技術が安易に渡らないように厳しい輸出管理体制を敷いていた。「対共産圏輸出統制委員会（通称、ココム）」が設立され、日本もその一員として輸出規制を行っていたのである。

その後、冷戦体制の崩壊後、1993年に「ココム」が解散されると、世界は、地域紛争やテロリストへの対応へと徐々にスタンスを移していくことになる。それに沿った形で、貿易管理規制もその形態や規制の内容を変化させてきた。

現在は、「核の闇市場」の露見や、テロリストの国際社会からの排除、大量破壊兵器の拡散防止、通常兵器の過剰な蓄積を阻止するため、通常兵器、大量破壊兵器、生物兵器、化学兵器等の取り締まりを強化するようになってきている。これらの兵器やその技術の輸出に際して、国際的に歩調を合わせ、取り締まりを行う目的で、協定や禁止条約が多く締結されている。

日本もそれらの協定や条約を批准することで、国内法を制定しているが、これが外為法の一部となっている。日本が批准している主な協定や条約を表1に示す。

我が国も、これらの協定や条約を日本の国内法に取り

表1 日本が批准している国際的な協定と条約

| 協定や条約名 | 規制される物品の例 | 参加国 |
|--------------------|--|-------------------|
| ワッセナー・アレンジメント | 通常兵器関連の規制 1) 先端材料（超伝導材料，セラミック等），2) 材料加工（工作機械，ロボット等），3) エレクトロニクス（集積回路，半導体等），4) コンピュータ，5) 通信関連（ケーブル，暗号装置等），6) センサー・レーザー（ソナー，暗視センサー，レーダー等），7) 航法装置（ジャイロ스코ープ，GPS等），8) 海洋関連（潜水艇，水中用ロボット等），9) 推進装置（ロケット推進装置，無人航空機等） | 2011年現在の参加国は40か国 |
| 核拡散防止条約 | 核燃料物質，核原料物質，工作機械，真空ポンプ，質量分析計等 | 2008年現在の締結国は190か国 |
| 生物兵器禁止条約（BWC） | 細菌製剤の原料，遠心分離機，凍結乾燥機等 | 2005年現在の締結国は155か国 |
| 化学兵器禁止条約 | 毒ガス等化学製剤の原料，物質，貯蔵容器，反応器等 | 2009年現在の締結国は188か国 |
| 原子力供給グループ | 核兵器へ転用できる原子炉発電技術 | 2009年現在の加盟国は46か国 |
| オーストラリア・グループ | 生物化学兵器関連技術 | 2011年現在の参加国は40か国 |
| ミサイル技術管理レジーム（MTCR） | ロケット，推進装置，ジェットミル，ジャイロ等 | 2011年現在の参加国は34か国 |

入れる形で，国内法として制定し，貿易管理規制を行い，兵器及びそれらの関連技術が紛争地域やテロリストへ不用意に渡らないように規制し，我が国と世界の平和を守ることを意図して運用されている。我々も，国の一員として，これらの規制を順守し，平和に貢献する必要がある。

3 日本からの輸出規制について

3.1 輸出までの手順について

分析機器や試薬，測定対象試料等を日本から輸出する（持ち出す）際には，前述の輸出貿易管理令に従った輸出を行う必要がある。これは，企業が継続的に輸出業務を行う場合はもとより，個人が行う場合も規制の対象となっているので，その仕組みを理解しておく必要がある。

この規則では，輸出してはいけない物品・技術，輸出するには経済産業大臣の許可をもらわないといけない物品・技術等輸出に際して規制される物品・技術がリストされており，今自分が輸出しようとしている物品・技術が，この規制リストに該当するかどうかを判断することから始めなければならない。もちろん，規制リストに掲載されているものは，輸出できない場合も出てくる。物品・技術を規制する一方で，輸出先の国や地域についても，輸出して良い国，許可をもらえば輸出できる国，一切の物品・技術を輸出してはいけない取引禁止国なども定められている。また，テロ行為を行った人物やそれを支援した団体，企業についても取引禁止リストが作成・公表されており，国単位ではなく，人や団体で制限を受ける場合もある。

さて，それでは，日本から分析機器を海外に持ち出す場合に，どのようなことをしなければならないのか，手順を追って見てみると，①輸出貿易管理令で定められた

規制（輸出してはいけない）リストと照合して，規制を受けているものかどうかを判断する。このとき，機器の仕様や原材料の種類，試薬の場合は組成やその成分量によって判断しなければならないので，機器や試薬に関する細かな情報が必要となる。そのため，通常は，製造メーカーに情報開示の請求を行うか，又は，判断を依頼することになる。判断の結果，リストに掲載されていないものであれば，②次に輸出先の国の確認（輸出や取引が禁止された国かどうかの判定）を行い，輸出の許された国であれば，③さらに，その装置を送る先（研究機関や個人）が，取引禁止リストに載っていないことを確認することになる。これらの確認がすべてクリアできて初めて日本から輸出（国外への持ち出し）が可能となる。ここで重要な点は，これらの一連の確認作業は，装置や試薬にかかわらず，実はそれらを動かすための技術（操作方法等）や製造する技術も含まれる点で，見落としのない確認が要求されることを認識しておかなければならない。

3.2 規制品目について

次に，どのようなものが規制されているかを見てみると，外為法の規制の目的の一つが，兵器及びそれらの関連技術の流出規制であり，通常兵器はもとより，核などの大量破壊兵器，生物兵器，化学兵器が国際レジームに従って規制されている。これらの直接的な武器や兵器はまだ分かりやすいが，武器や兵器以外にも，軍事用にも民生用にも使われる汎用品が，その規制対象品目として範囲に含まれており注意が必要である。

想像しづらいケースかもしれないが，日常行われている研究や実験に使用している分析機器や試薬であっても，時として規制を受けることがある。これについて

は、物を製造している企業ですら、自分たちでは考えもしなかったような意外なところで武器や兵器に転用されていたり、大量破壊兵器の開発に用いられたりしている場合があります、驚かされることがある。そのために輸出管理への真剣な取り組みが重要であり、その管理には多くの時間と労力を費やしている。

自分たちが意図した用途、目的とは異なった使い方をされている例としては、①切削機器や精度の高い工作機器が、核兵器のウラン濃縮に必要な装置の成型加工や計測に用いられる場合、②血球計数に用いられる試薬等に含まれているトリエタノールアミンが、化学兵器の原料として用いられるような場合、③また、成型品の材料として使用されている芳香族ポリエーテルイミドなども熱可塑性の共重合体として耐熱性を求められるロケット等の部品の原料として使用される場合、④ゴルフのシャフト等に使用されている炭素繊維が、ミサイルの構造部材に使用される場合、等がある。

このように、一見した限りでは、武器や兵器とは関係のないようなものが、我々が考えていないようなケースで軍事利用（転用）されている場合があり、注意しなければいけないことが分かると思われる。

以上の例のように、武器や兵器に転用できるような民生品の規制を軍用と民生用の両方に使用できるということより、規制用語として「デュアルユース」という言葉が使われている。これは、民生用として開発されてきた材料や分析機器が、高度な技術と高い性能を有するようになってきたことにより、民生用と軍事用の境界線が薄れてきた象徴であると考えられる事例である。

次に、技術の面から考えてみると、通常「輸出」という言葉から想像すると、物品（形あるもの）を日本国内から海外へ持ち出すことをイメージされると思われるが、外為法による規制は、前述したとおり、物品・技術を規制するものであり、「技術」についても規制されていることを再認識してもらいたい。海外の研究者に情報提供することも「輸出」と見なされるのである。

例えば、電子メールに書類を添付して送信することは、日常当たり前に行われているが、実は、その添付された書類やメールに記載された内容が、法律で規制されている内容のものであれば、外為法違反になってしまうのである。もちろん、FAXやUSBメモリ、CD-ROM等提供する媒体による規制ではないので、技術（情報）を送信（提供）した時点で法律違反をしているかもしれないのである。また、設計図や技術資料の提供に限らず、工場で設備を見学してもらい説明する場合、研究施設や大学の施設について説明したり、情報提供するような場合も、外為法では「技術の提供」と見なされるので、このように、技術提供による「輸出」行為もまた、思わぬ所で発生している可能性がある。

しかも、この提供については、以前は日本に居住して

いる人から非居住者への提供が規制されていた。これが、平成21年の法改正から、外国に向けて技術提供する場合はすべて規制の対象となることに改正されている。例えば、長期出張で日本を離れ、外国で生活している人への技術提供も規制の対象になるわけで、これは国際的な人材交流がますます活発化している企業活動はもとより、大学や研究施設での取引も考えた安全保障上問題となるような技術の流出を防止するために導入された新しい枠組みでの考え方である。従って、日常の情報のやり取りについても、輸出規制に該当しないのかといった意識を持って対処することが必要となる。

4 日本への輸入規制について

外国から日本に輸入される物品についての規制をここでは、二つの考え方、見方で説明する。一つは、先に述べたように日本から輸出することを規制しているのと同じように、いろいろな外為法の協定や条約により諸外国が輸出を規制しているものを日本へ輸入する場合、もう一つは、我が国の経済、保健衛生又は公安風俗などに悪影響を及ぼすような懸念される物品について、これらの物品の輸入を国内法令によって規制している場合である。外為法以外に国内法令によって輸入の規制が行われている関係しそうな物品の規制に係る法律を表2に一覧として掲載しておく。

それでは、一つ目の輸入規制であるが、外為法による輸入規制については、基本的に多くの規制はない。どちらかと言えば、日本での規制よりも、輸出元（外国）から部品を出す時の規制に注意が必要で、前述の日本から輸出する場合の規制と同等の規制が各国で行われており、それらの輸出元（外国）の規制に従って、輸出手続きをとってもらえば、日本国内への輸入は制限されることはなく輸入することができる。

ところが、外為法以外の国内法（表2を参照）により、それぞれの物品が外為法以外の法律で規制されているので、簡単にはいかないのが現実である。つまり、外為法以外のそれらの法律に従った輸出手続きを別途取る必要が出てくるからである。もちろん、麻薬や覚せい剤のように輸入そのものが禁止されている物品もあるので、十分な注意が必要である。また、禁止はされていないが、輸入のために許可や承認が必要になる物品もあり、その場合は、これら他の法令の規定に基づいて許可、承認等を受け、輸入申告又は当該申告にかかわる審査又は検査の際にその旨を税関に証明して確認を受けたうえで、輸入しなければならない。

なお、法令の規定によっては、輸入しようとしている物品の製造国（外国）の政府機関等の証明等を取得していないと許可、承認が受けられないものもあるので、輸入物品が日本に到着してからあわてないように、事前にこれらのことを調べておくことも大切な作業となる。

表 2 外為法以外の輸入関連法規制

| 法令名 | 主な品目 | 主管省庁課 |
|-----------------------|--|--------------|
| 毒物及び劇物取締法 | 毒物, 劇物 | 厚生労働省 |
| 大麻取締法 | 大麻草, 大麻草製品 | 厚生労働省 |
| 覚せい剤取締法 | 覚せい剤, 覚せい剤原料 | 厚生労働省 |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 麻薬, 向精神薬, 麻薬等原料 | 厚生労働省 |
| あへん法 | あへん, けしがら | 厚生労働省 |
| 薬事法 | 医薬品, 医薬部外品, 化粧品, 医療機器, 指定薬物, 動物用医薬品, 同医薬部外品, 同医療機器 | 厚生労働省, 農林水産省 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | けん銃, 小銃, 機関銃, 猟銃, 空気銃, 刃渡り 15 cm 以上の刀, やり及びびなぎなた, 刃渡り 5.5 cm 以上の剣, あいくち並びに飛び出しナイフ等 | 警察庁 |
| 肥料取締法 | 肥料 | 農林水産省 |
| 農薬取締法 | 農薬 | 農林水産省 |
| 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 | 砂糖, でん粉 | 農林水産省 |
| 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 | バター, 脱脂粉乳, 練乳等 | 農林水産省 |
| 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 | 米穀等 (米, 米粉, もち, 米飯等), 麦等 (大麦, 小麦, メスリン, 又はライ麦を加工, 調製したもの) | 農林水産省 |
| 火薬類取締法 | 火薬, 爆薬, 火工品 (導火線等) | 経済産業省 |
| 高圧ガス保安法 | 高圧ガス | 経済産業省 |
| 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 化学物質 | 経済産業省 |
| 石油の備蓄の確保等に関する法律 | 石油, 揮発油, 灯油及び軽油 | 経済産業省 |
| アルコール事業法 | アルコール分 90 度以上のアルコール | 経済産業省 |

5 米国の特殊な規制

ここまで、物品・技術が輸出・輸入される場合の規制について、日本の法律名を挙げて説明してきたが、実は、日本から物品・技術を輸出する際に米国の法律も気をつけて確認しておかなければならない場合がある。

これは日本国民として多少なりとも不合理を感じる規制であり、国際法と国内法を考えた場合、本国以外（国外）に対して規制するという事は、国際的なトラブルや軋轢を生むような規制と考えられるが、実際に、米国の輸出管理を管轄する商務省、国務省等複数の機関が規制を行い、米国の輸出管理規則に過去違反した日本人が、数年後に米国内に入国した折、逮捕された例もあることより、やはり一つの規制として認識しておく必要があると考える。

そこで、国際法の基本原則から考えておかしいのではないかと思いつつも、現実として運用されている、米国の再輸出規制（域外適用）を理解していただく上で、その特徴と注意点を簡単に紹介しておく。

米国の輸出貿易管理の特徴は、輸出管理を司る行政庁が、商務省、国務省等の複数に及び、関係する法令も多岐にわたる点である。その中で最も重要な法令は、商務省・産業安全保障局（BIS）が所管する EAR（Export Administration Regulations）と呼ばれる輸出管理規則

であり、米国原産品目についての規制国への輸出を取り締まるもので、それが世界のどこに存在しようとする規制対象にするというものである。

従って、米国から、米国原産品目、ソフトウェア、及び技術（これらをまとめて品目と呼ぶ）を輸出する場合、また米国以外の国から第三国へ再輸出する場合には EAR が適用されることになる。特に我が国に一度輸入された物品であっても、第三国へあらためて輸出する場合には適用されることになるので、「米国再輸出規制」と呼ばれている（図 1）。

この米国再輸出規制は、日本から輸出する場合であっても、次のような場合には、米国政府の許可を取る必要があり、その許可なしで輸出してしまうと、米国の輸出管理規則に違反したことになるという内容のものである。

それでは、どのような場合かを少し見てみると、①米国原産品目（貨物、技術、ソフトウェア）を再輸出する場合。米国原産品目とは、米国本土で製造された品目（米国以外の国で製造されたものでも、米国に輸入された後になんらかの加工が加えられたものとして米国から輸出されたものも含む）。次に、②米国原産品目が一定の比率を越えて組み込まれた製品を輸出する場合。これは、日本で製造された機器や試薬であっても、その機器や試薬に組み込まれている米国原産品目が、規制されているもので、かつ米国原産品目の組み込み比率がデミニマ

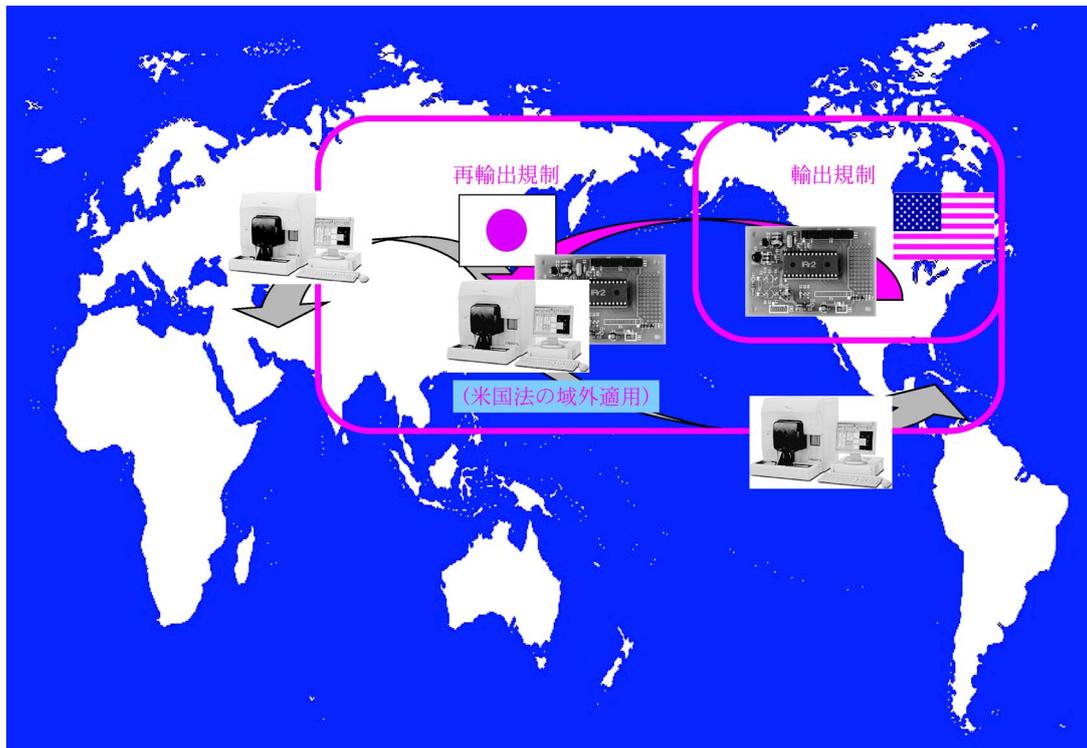


図1 米国再輸出規制（域外適用）

ス・ルール（De Minimis Rule）で定める値（テロ支援国向けには10%，それ以外の国向けには25%）を超える場合。最後に、③米国原産技術またはソフトウェアを用いることによって日本などで直接製造された製品（直接製品）を輸出する場合である。直接製品とは、米国原産の技術またはソフトウェアで直接的に製造された製品を言い、そのような製品は、米国原産品目が含まれていなくてもEARの規制対象になってしまうので、抜け漏れがない対応が必要となる。

このように、日本から輸出しようとした日本製品であっても、米国の規制を受けるような場合があり、その対処を間違えると、米国の輸出管理規則違反となってしまう。もし万が一、米国の輸出管理規則違反をしてしまうと、前述のように、米国内に入国した時点で逮捕されたり、米国企業との取引禁止顧客リスト（DPL: Denied Persons List）に名前を掲載される等の処罰を米国政府から受けることになり、この点において、日本からの輸出といっても十分注意して確認しなければならない。

なお、これらの三つのケースであっても、ルールに基づく一般禁止事項に抵触しない形で許可例外を適用することによって、かなりの部分が許可不要になり、輸出することは可能であり、この三つのケースに該当するような場合には、日本在住のアメリカ大使館の商務部に確認・問い合わせをしていただければと思う。

6 最後に

今回は、分析機器や試薬に関する法規制の中で、「輸

出入管理規制に関する法令と規則」に関するテーマを頂き、少し網羅的な記載になってしまったが、概要を紹介させていただいた。ここに紹介させていただいた内容は、本当に概要だけであり、実際の輸出入を行う場合には、十分な注意と確認が必要である。そのためには、経済産業省の輸出入に関する専用のホームページがあり、詳細な解説がなされているので、ぜひ、そちらもご一読いただき、また、活用いただければと思う。（参考：安全保障貿易管理ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）

知識不足や注意不足が法令違反につながる場合がある。これらの不注意が、時として国際平和や皆さんの安全を脅かすおそれがあるかもしれない。

そのようなことが起こらないように日常の中でも、皆さん一人一人が安全保障貿易管理を実践いただけることを願い、またこのような場をいただけたことを感謝し、本稿が少しでもお役に立てるようであれば何より喜ばしいことである。



矢吹宗男 (Muneo YABUKI)

シスメックス(株) 兼 理事・安全性情報部 兼 薬事法務課 (〒651-2271 神戸市西区高塚台4-4-4)。福井大学工学部情報工学科卒。《現在の研究テーマ》現在は、シスメックス株式会社に在籍し、薬事法に基づき医療機器・医薬品の承認制度への対応を実施中。E-mail: Yabuki.Muneo@sysmex.co.jp